

奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針

奥 州 市

平成23年 3 月制定
令和 7 年10月改定

目 次

I	基本的な考え方	2
1	背景	
2	目的及び対象	
3	位置付け	
4	組織	
II	用 語	3
1	シックハウス症候群	
2	指針値	
3	化学物質過敏症	
4	揮発性有機化合物（VOC）	
5	総揮発性有機化合物（TVOC）	
III	取 組	5
1	設計	
2	施工管理	
3	完成時の検査と使用開始前の対策	
4	備品の選定と管理	
5	使用開始後の管理	
IV	測 定	11
1	完成時及び引渡し後の室内空気的环境測定	
2	備品搬入後の室内空気的环境測定	

I 基本的な考え方

1 背景

いわゆる「シックハウス」が大きな社会問題となり、住宅等の室内で建材等から放散する化学物質を原因とした室内空気汚染等による健康影響に対し関心が高まっている。シックハウス症候群は、その症状の有無や程度に個人差があること、また、個々人の住環境や生活習慣に左右され、特定の人だけが発症するものではなく、誰でも発症する可能性があり、その問題が発生してからでは解決することが非常に難しいといわれている。

厚生労働省では、一生涯にわたって摂取しても健康への有害な影響は受けないであろうと判断される室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等濃度の指針値を策定し、VOC濃度が指針値内であることを確認することによって、健康被害リスクの低減を図るよう啓発している。また、指針値が決められていない有害物質による汚染を未然に防ぐ目的から、VOC全体としての空気中濃度の目安を示して個別VOC指針値を補足することが重要と判断され、総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値が示されている。

本市においては、小学校校舎大規模改造工事に関わる健康被害が発生し、関係機関による情報交換や対策組織等を設置して、その対応を協議してきた。

これらを踏まえて、「奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針」を策定し、シックハウスを未然に防止するとともに、シックハウスの“症状の訴え”やにおい等の“苦情”が発生した場合の対応を盛り込むこととした。

2 目的及び対象

市有の公共建築物の建設及び管理に当たって留意すべき事項を指針として定め、施設管理者及び関係部局の適切な対応により、室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等濃度を低減させ、市民が快適で安心して利用できる施設を確保することを目的とする。

また、対象となる公共建築物は、市民が定常的に長時間活動並びに滞在する居室を有する施設とする。ただし、市長が特に指示するものを加えることができる。

3 位置付け

本指針は、市有の公共建築物の室内空気汚染低減対策に取り組むための基本的な方針として作成したものであり、取り組む内容については、本指針及び本指針に関連するマニュアルに定める。

4 組織

本指針の目的を推進するために、市長は奥州市シックスクール対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

(1) 対策会議の設置要綱は、別に定める。

(2) 対策会議は、次のことを行う。

① 施設管理者及び関係部局への指導・助言や情報交換

② 本指針やマニュアル等の見直しの調整、揮発性有機化合物（VOC）低減対策の推進

Ⅱ 用 語

1 シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等を起因として、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者が様々な体調不良を生じている状態が数多く報告されている。症状が多様であり、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれる。

2 指針値

現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したもの。今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。指針値の適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間が対象となる。

3 化学物質過敏症

最初に多量の化学物質に暴露されて一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状をきたすことがあり、化学物質過敏症と呼ばれている。化学物質との因果関係や発生機序については未解明な部分が多く、今後の研究の進展が期待されている。

4 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略。建材、接着剤、家具、ヘアスプレー、防虫剤などの成分として住まいの空気中に含まれている揮発性の化学物質。揮発性有機化合物（VOC）のうち厚生労働省において、実態調査・その後の知見等を基に、室内濃度指針値を定めている。（次頁「室内空気中化学物質の濃度指針値等（厚生労働省）」参照のこと）

5 総揮発性有機化合物（TVOC）

Total Volatile Organic Compounds の略。複数の揮発性有機化合物（VOC）の混合物の濃度レベルであり、揮発性有機化合物（VOC）の指針値が科学的・毒性学的知見に基づき定められた健康指針値であるのに対し、総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値は室内 VOC 実態調査の結果から合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、毒性学的知見から決定したものではないことから、室内空気質の汚れの目安として利用されるなど個別の指針値と別に取り扱わなければならないものである。

この暫定目標値は、竣工後居住を開始してある程度経過した状態における目安であって、竣工後しばらくの間は暫定目標値を超える場合も予測される。また、TVOC に含まれる物質全てに健康影響が懸念されるわけではないこと、また、その中には日常の居住環境で用いられる発生源に由来する物質が含まれていることに留意すべきとされている。

WHOによる室内空気汚染源の可能性のある有機化合物の分類

(WHO, Indoor air quality : Organic pollutants, EURO Reports and Studies 111, 1987)

分類	略記	沸点
超揮発性有機化合物 Very Volatile Organic Compounds	V V O C	<0~50-100℃
揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds	V O C	50-100~240-260℃
半揮発性有機化合物 Semivolatile Organic Compounds	S V O C	240-260~380-400℃
粒子状物質 Particulate Organic Matter	P O M	>380℃

室内空气中化学物質の濃度指針値等（厚生労働省）

化学物質名	室内濃度指針	人体への影響例	主な用途
1 ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	不快感、流涙、目・鼻への刺激等	合板の接着剤、防腐剤など
2 アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	目・鼻・喉への刺激等	接着剤、防腐剤、タバコ煙など
3 トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	頭痛、脱力感等	接着剤、塗料などの溶剤
4 キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	頭痛、疲労感等	接着剤、塗料などの溶剤
5 エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm)	喉・目への刺激等	接着剤、塗料などの溶剤
6 スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	眠気、脱力感等	断熱材、畳芯材などの原料
7 パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	目・鼻の痛み等	衣類用防虫剤
8 テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	高濃度で麻酔作用等	灯油、塗料溶剤など
9 クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	有機リン系殺虫剤
10 フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	カーバメート系殺虫剤
11 ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	有機リン系殺虫剤
12 フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	喉・目への刺激等	可塑剤(塗料、顔料、接着剤)
13 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	長期接触で皮膚炎等	可塑剤(塩化ビニール製品全般)
総揮発性有機化合物 (TVOC)	[暫定目標値] 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		

上記物質のうち

文部科学省「学校環境衛生基準」による測定対象化学物質は、1、3～7

国土交通省営繕部通知による測定対象化学物質は、1～6

Ⅲ 取 組

1 設 計



(1) 計画

事業担当部局は、事業計画に当たり必要に応じて対策会議を開催し、室内空気質等に関する必要な情報交換や工期、代替施設の確保、揮発性有機化合物（VOC）等の測定時期や場所、備品・家具・カーテン・調度品等の取り扱い等について検討する。

(2) 設計

工事担当部局は、次のことに配慮し、設計する。

① 使用する建築材料等の選定

使用する建築材料等については、次のとおり揮発性有機化合物（VOC）等の放散量ができるだけ少ないものを選定する。

ア ホルムアルデヒドを放散する建材、壁紙、塗料及び接着剤等については、日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）又は国土交通大臣認定で定めるF☆☆☆☆（エフフォースター）¹⁾若しくは同等以上のものを選定する。

イ トルエンやキシレン等の揮発性有機化合物（VOC）については、VOC 適合基準²⁾や業界自主登録表示、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等が確認できるものを選定するように努める。

ウ 木材保存剤（木材の防腐・防蟻処理）は非有機リン系とする。クロルピリホス及びクレオソート油は使用しないものとする。

エ 家具等に用いる合板類についても、ア～ウと同様とする。

1) ホルムアルデヒドを放散する建材の放散量の等級を星の数で表している。「F☆☆☆☆」と表示されたものが放散量のもっとも少ない建材であるが、対象のVOCはホルムアルデヒドのみである。

2) 「建材からのVOC放散速度基準」のことで、(財)建材試験センターが主催する「建材からのVOC放散速度基準化研究会」がトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散速度基準値を平成20年4月1日に制定したもの。建材等の業界団体も表示ガイドラインを定めるなど、取組みが行われている。

② 換気設備

ア 揮発性有機化合物（VOC）等を発散する建材の使用制限を行った場合であっても、低ホルムアルデヒド発散建材や家具からの揮発性有機化合物（VOC）等の発散があるため、施設の新築や増改築、改修時には居室に常時運転機械換気設備を設置する。

イ スイッチは容易に停止できない構造であるものや常時運転を促す表示が付いたものとする。

ウ 常時運転することにより、温冷感や騒音による不快感を与えることのないよう適正な換気風量を設定する。

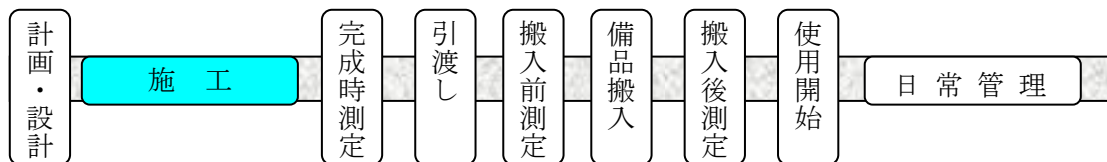
エ 給排気の経路を確保し、換気経路が一体となる場合には、その面積も含めて有効な換気風量を確保する。

オ ホルムアルデヒド以外の揮発性有機化合物（VOC）等を排出するための換気設備については、現時点では法令等による規定はないが、工事施工中の段階から換気による揮発性有機化合物（VOC）等の放散促進が有効な手段であることから、上記の建築基準法で規定するホルムアルデヒド対策用換気設備のほか、別途にあるいは兼用（可変風量式）して設ける居室用換気設備や燃焼ガス排出用換気設備を組み合わせ活用し、揮発性有機化合物（VOC）等の発生状況に十分に対応できる換気風量の確保に努める。

③ 工期設定

施設、用途、規模等を考慮しつつ、完成から引渡しまでの間、揮発性有機化合物（VOC）等の基準値を確保するための十分な養生期間を含む適正な工期を確保する。

2 施工管理



工事担当部局は、以下のことを施工者が遵守するよう指導・監督を行う。

(1) 施工全般

- ① 施工中は、通風、換気（機械換気等を含む。）等を行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進するとともに、各々の工種ごとに発生した揮発性有機化合物（VOC）等が他の工事の製品や建築材料に吸着しないよう、養生方法、施工手順、換気方法等に十分留意する。
- ② 施工者は、施工中に揮発性有機化合物（VOC）の発生が見込まれるときは、その状況を事業担当部局に報告し、養生方法、施工手順、換気方法等の有効性を確認するとともに、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。

(2) 建築材料

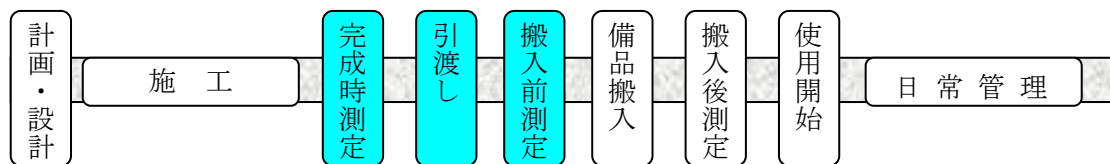
- ① 内装仕上げに使用する建築材料は、揮発性有機化合物（VOC）等の含有量がより少ないものを選定するよう努める。その際、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等により揮発性有機化合物（VOC）等の含有量を確認する。

- ② クロルピリホス及びクレオソート油を使用していないことを確認する。

(3) 加工

- ① 木材の防腐・防蟻処理を行う場合は、工場における加圧処理を原則とし、十分に乾燥を行う。やむを得ず現場において加工する必要がある場合は、加工した箇所に現場で木材保存剤（クロルピリホス及びクレオソート油を除く。非有機リン系に限る。）を塗布することができるが、十分に乾燥を行う。
- ② 塗装工事は、可能な部位については工場等において行い、現場塗装を極力少なくする。
- ③ 木製作収納家具等（ユニット製品）及び流し台・実験台等の配管取付工事を要する備品は、工事現場搬入前に、揮発性有機化合物（VOC）等を十分に放散させたことを確認する。また、施工中から施工完了までの間は、当該家具等の扉、引出し等を開放し、通風、換気等を十分に行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を十分に促進する。

3 完成時の検査と使用開始前の対策



施工者及び事業担当部局は、引渡し前若しくは使用開始前に次の対策を行う。

(1) 施工者の対策

施工者は、施工完了後から工事目的物の引渡し時までの間に次のことを行う。

① 揮発性有機化合物（VOC）の測定

施工完了時には、「IV-1-(3) 検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）を測定し、室内空気中の濃度が指針値以下であることを書面により工事担当部局へ報告する。

② 指針値超過時の対応

ア 上記の測定の結果、揮発性有機化合物（VOC）の室内空気中の濃度が指針値を超過した場合は、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。

イ 通風、換気（機械換気等を含む。）等を行い、揮発性有機化合物（VOC）の放散を促進させる。

ウ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認するとともに、対応経過について事業担当部局へ報告する。

エ 完成検査時には、検査項目がすべて指針値以下であることを確認してから工事目的物の引渡しを行う。

(2) 事業担当部局の対策

事業担当部局は、工事目的物の引渡しを受けた後、使用開始時までには次の対策を行う。

① 揮発性有機化合物（VOC）等の低減

工事目的物の引渡し後から使用開始までの期間、換気を励行し、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進し、室内濃度を低減させるための措置を講じる。

② 揮発性有機化合物（VOC）等の測定

ア 工事目的物の引渡しを受けた後は、速やかに「IV-1-(3) 検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）について測定する。

イ 工事目的物の引渡し後に物品を搬入する予定のある居室については、測定物質の室内濃度測定値が備品によるものかを判別できるよう、備品の搬入前と搬入後において測定する。

ウ 測定結果については、測定業者から書面により報告を受ける。

エ 測定の結果、揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の値が指針値若しくは暫定目標値を超過していないことを確認できた場合は、使用開始することができる。ただし、指針値若しくは暫定目標値を超過していない場合であっても、換気等により室内濃度を低減させるための措置を講じる。

③ 指針値又は暫定目標値超過時の対応

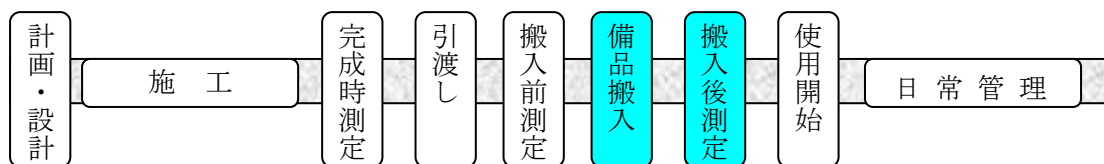
ア 揮発性有機化合物（VOC）が指針値を超過した場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

イ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認した後、使用開始することができる。

ウ 総揮発性有機化合物（TVOC）が暫定目標値を超過した場合は、その構成物質の種類と検出量について、ヒトに害を及ぼす物質であるか測定業者へ確認をした上で、害のない物質若しくは検出量であればその旨を測定業者から書面により報告を受けた後、使用開始することができる。安全性を確認できない物質及び検出量の場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

エ 適切な措置の対策後、再測定により総揮発性有機化合物（TVOC）を構成する物質の種類と検出量がヒトに害を及ぼすおそれなくなった場合は、測定業者からその旨の報告を書面で受領した後、使用開始することができる。

4 備品の選定と管理



施設管理者は、備品の選定、受け入れ及び測定について次の対策を行う。

(1) 備品等の選定

- ① 備品等の選定時には、揮発性有機化合物（VOC）等の放散量の確認に努め、室内空気を汚染する化学物質が発生しない、又は少ない材料の採用について配慮する。
- ② グリーン購入対象品目となっている机、イスなどの主要材料が木質の大型備品等は、可能な限りその指定基準に適合するものの中から選定する。
- ③ その他の大型備品の選定時には、出荷証明書や試験成績書の提出を求める等により、JAS規格又はJIS規格でF☆☆☆☆の材料を使用していることを可能な限り確認する。
- ④ 備品等は、製品として完成後、乾燥、放散等を十分に行ってから納品するよう、納入者に指示する。

※建築工事の完成検査前に搬入する木製造作収納家具等（ユニット製品）及び流し台・実験台等の配管取付工事を要する備品については、「2 施工管理」及び「3 完成時の検査と使用開始前の対策」による。

(2) 揮発性有機化合物（VOC）等の測定

備品搬入後に、「Ⅳ-1-(3) 検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）について測定する。

(3) 指針値又は暫定目標値超過時の対応

指針値又は暫定目標値超過時の対応については、「Ⅲ-3-(2)-③ 指針値又は暫定目標値超過時の対応」により対処する。

5 使用開始後の管理



施設管理者は、必要に応じて次の対策等を行う。

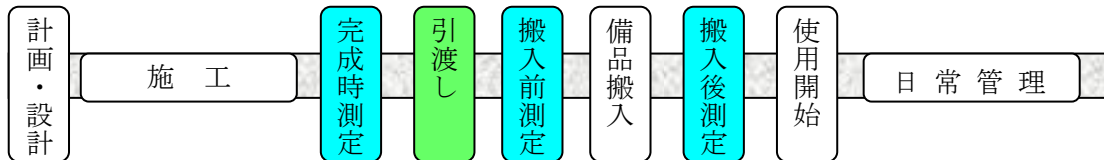
(1) 情報提供及び日常対策

- ① 室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等の環境測定を行った結果等の情報を施設利用者に適切に提供する。
- ② 日常は24時間換気等により適正な換気量が確保されていることを確認するなど、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進する。自然換気の場合には、通風を考慮した窓開け換気を適宜行う。
- ③ 殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する際は、シックハウス症候群の原因物質を含むものは極力使用しないこととする。特に殺虫剤は、化学物質の放散の少ないもの又は少ない薬剤を必要最小限の使用量で作業を行い、作業中及び作業後は、十分な換気を行うこととする。また、ワックスがけは、最小限の回数とし、塗布する量も最小限にとどめるとともに塗布後の揮発性有機化合物（VOC）の放散量が少ないものを使用し、作業中及び作業後は、十分な換気を行うこととする。
- ④ 職員に対し、シックハウス症候群に関する情報を広く提供するとともに意識啓発を行う。

(2) シックハウスの症状等発生時の対応

- ① シックハウスが疑われる症状の訴えがあった場合は、医療機関の受診を勧めるとともに、発生状況を踏まえて施設使用の休止を検討する。併せて、揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の測定を行い、室内空気環境状況の把握と発生原因の究明に努める。原因究明後、問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行い、状況の改善を確認してから施設の使用を再開する。施設の使用を休止できない場合にあっては、施設利用者へ注意喚起を行うとともに、換気を十分行いながら使用することとし、併せて、発生原因の究明と問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行う。
- ② におい等の苦情が発生した場合は、訴えの内容を確認するとともに、積極的に換気を行い、におい等の低減に努める。状況が改善されない場合は、必要に応じて施設の使用を休止し、室内環境の状況を踏まえて揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）を測定するなど発生原因の究明を行う。原因究明後、問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行い、状況の改善を確認してから施設の使用を再開する。

IV 測 定



1 完成時及び引渡し後の室内空気的环境測定

施工完了時及び工事目的物の引渡し後に行う室内空気的环境測定方法は、以下のとおりとする。

(1) 検査実施者

室内空気的环境測定は、施工完了時は施工業者が、工事目的物の引渡し後は事業担当部局が行う。

(2) 検体の採取及び分析方法

- ① 検体の採取方法は、厚生労働省が示す「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）」に準拠する。
- ② 検体の採取場所は、換気状況、在室時間、使用頻度等を考慮して、必要と認める居室とする¹⁾。また、各用途種別の居室内において、日照が多いことやその他の理由から、測定対象となる揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度が相対的に高いと見込まれる場所を選定する。
- ③ 検体の採取及び分析は、測定業者に行わせる。なお、分析に関しては、測定業者が検査機関へ依頼しても構わない。

¹⁾ 採取場所は、下記「2 備品搬入後の室内空気的环境測定」において工事目的物の引渡し後の測定との対比の必要性を考慮して、備品搬入が予定される居室を検体採取場所を選定する。

(3) 検査項目及び指針値等

測定を行う化学物質は、厚生労働省が指針値を定めた揮発性有機化合物（VOC）等13物質のうち、次の①に掲げる8物質とする。ただし、対策会議において特に必要があると認められる場合には、②に掲げる5物質についても測定を行う。なお、工事目的物の引渡し以降においては③についても測定を行う。

① 測定物質及び指針値

測定物質名	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

トルエン	2 6 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	2 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	3 7 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	2 2 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	2 4 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラデカン	3 3 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

② 特に必要と認められた場合に行う測定物質及び指針値

測定物質名	室内濃度指針値
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (小児は0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
フェノブカルブ	3 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ダイアジノン	0. 2 9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
フタル酸ジ-n-ブチル	1 7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	1 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

③ 引渡し以降に行う測定物質及び暫定目標値

測定物質名	室内濃度暫定目標値
総揮発性有機化合物 (TVOC)	4 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(4) 検査報告書受領後の対応

- ① 検査実施者は、上記検査の報告書を測定業者に作成させ、測定及び分析の結果を書面により受領し、測定値及び分析結果の確認を行い、必要な対策を講じる。
- ② 測定値が(3)の指針値等を超過した場合は、「Ⅲ-3-(1)-② 指針値超過時の対応」若しくは「Ⅲ-3-(2)-③指針値又は暫定目標値超過時の対応」により対策を講じる。
- ③ 測定値が(3)の指針値以下の場合であっても、工事目的物の引渡し若しくは使用開始までの間、揮発性有機化合物 (VOC) の放散を行うなどの対策を講じる。

2 備品搬入後の室内空気環境測定

備品搬入後に行う室内空気環境測定方法は、以下のとおりとする。

(1) 検査実施者

室内空気環境測定は、事業担当部局が測定業者に依頼する。

(2) 検体の採取及び分析方法

- ① 検体の採取及び分析方法については、「Ⅳ-1-(2) 検体の採取及び分析方法」に準じる。
- ② 検体の採取に当たっては、事業担当部局の担当者が立会う。

③ 検体の採取場所は、原則として上記「Ⅳ-1-(2) 検体の採取及び分析方法」に定める検体採取場所と同一場所とする。また、検体採取位置についても同様とする。

(3) 検査項目及び指針値等

「Ⅳ-1-(3) 検査項目及び指針値等」に準じる。

(4) 検査報告書受領後の対応

「Ⅳ-1-(4) 検査報告書受領後の対応」に準じる。